

審 査 基 準

令和8年4月9日作成

法 令 名：	自動車の保管場所の確保等に関する法律（保管場所法）
根 拠 条 項：	第4条第1項
処 分 の 概 要：	自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：	警察署長
法 令 の 定 め：	保管場所法第3条（保管場所の確保） 保管場所法施行令第1条（保管場所の要件） 保管場所法施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続き等）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	7日間（行政機関の休日と定める日を除く。）
申 請 先：	自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通総務係
問 い 合 わ せ 先：	神奈川県警察本部 交通部 交通規制課 都市交通対策室 （電話045-211-1212 内線5206）
備 考：	